## 様式1(G-MIS様式)

				事業報告書	
医療法人都	<b>番号</b>			一般0109	
報告期間		自		令和4年4月1日	
		至		令和5年3月31日	
1 事業報告書	書の概要			•	·
	(1)	名称		医療法人社団壮志会	
			分類①	社団 (出資持分あり)	分類①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。) につ
			分類②	その他	
			分類③	基金制度不採用	 内に変更があった場合は変更後。)
	(2)	事務所の所在地	都道府県	長崎県	複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事
			市区町村	松浦市	 務所を記載すること。
			町名·番地	御厨町里免37番地の1	
			建物名		
				<u>従たる事務所の記載はこちら</u>	
	(3)	設立認可年月日		平成5年8月23日	
	(4)	設立登記年月日		平成5年9月1日	
	(5)	理事長の氏名	姓	押渕	
			名	素子	
		役員及び評議員の人数		4人	
		役員及び評議員		<u>記載はこちら</u>	
2 事業の概要	5				
	(1-1)	本来業務(病院、診療所)		記載はこちら	
	(1-2)	本来業務(介護老人保健施設、介護医療院)		記載はこちら	
	(2)	附帯業務		<u>記載はこちら</u>	
	(3)	収益業務		記載はこちら	
	(4)	当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は	同意した事項	記載はこちら	
	(5)	 当該会計年度内に発行した医療機関債		<u>記載はこちら</u>	
	(6)	当該会計年度内に購入した医療機関債		記載はこちら	療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人
	(7)	当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設	л У	記載はこちら	保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。
	(8)	当該会計年度内に他の法律、通知等において指定され	 た内容	<u>記載はこちら</u>	全ての指定内容について記載しても差し支えない。
	(9)	その他		記載はこちら	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又は リース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任 意)

	事業報告書									
1-(	-(2) 従たる事務所の所在地									
	都道府県	市区町村	町名·番地	建物名						

様式1:1-(5)(G-MIS様式)

## 事業報告書 1-(5) 役員及び評議員 名 役職 姓 備考 素子 理事 押渕 押渕医院管理者 理事 押渕 禮子 理事 古川 正人 介護老人保健施設よかとこ管理者 紀子 監事 関本

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の 医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
  - 2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は 介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを 記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)
  - 3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。 (医療法第46条の4第1項参照)

# 事業報告書

## 2-(1) 本来業務

(開設する病院、診療所 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

			許可病床数							
種類	施設の名称	指定管理	開設場所	一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
診療所	押渕医院		長崎県松浦市御厨町里免37番地の1	19						

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
  - 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
  - 3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

## 事業報告書

### 2-(1) 本来業務

(介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	指定管理	開設場所	入所定員	通所定員
介護老人保健施設	介護老人保健施設よかとこ		長崎県松浦市星鹿町牟田免401	80	4
					<del> </del>
					<del> </del>
					<del> </del>

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
  - 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
  - 3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

### 様式1:2-(2)(G-MIS様式)

# 事業報告書

2-(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考
訪問看護事業·介護予防訪問看護	· 雙事業	長崎県松浦市御厨町里免37番地の1	
認知症対応型老人共同生活介護	事業	長崎県松浦市御厨町里免397番地11	
認知症対応型老人共同生活介護	事業	長崎県松浦市御厨町里免397番地10	
一般乗用旅客自動車運送事業		長崎県松浦市星鹿町牟田免401	
自家用有償旅客運送事業		長崎県松浦市星鹿町牟田免401	
指定障害福祉サービス事業		長崎県松浦市星鹿町牟田免401	
訪問介護·介護予防訪問介護事業	Ě	長崎県松浦市星鹿町牟田免401	
居宅介護支援事業	平戸市、松浦市地域包括支援センターの介護予防支援事業の一部受託を含む	長崎県松浦市星鹿町牟田免401	
居宅介護支援事業	平戸市、松浦市地域包括支援センターの介護予防支援事業の一部受託を含む	長崎県松浦市御厨町里免37番地の1	
短期入所生活介護・介護予防短期	明入所生活介護事業	長崎県松浦市御厨町里免37番地の1	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

# 事業報告書

2-(3) 収益業務(社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種類	実施場所	
_		

				事業報告	書	
2-(4	) 当該会計年度内に社員総会又		 司意した事項			
	, 日付	議決又は同意した事項				
-	 令和4年5月29日	令和3年度決算の決定				
-	令和4年5月29日	次期役員(任期令和4	↓ 年5月31日~令和6	5年5月30日)の選任および役員幸		
Ī		所有資産である松浦市	志佐町浦免1720番4工	スポワールマンション303号の処分(8月	17日売却)	
Ī	 令和4年12月19日	新理事長選任(前理事	■長の死去に伴う臨時理!	事会での互選による選出)		
-	令和5年3月4日	令和5年度の事業計画	i及び収支予算の決定			
-	令和5年3月11日	監事 朝永春郎氏の3月	31日での退任およびそれ	に伴う後任監事 関本紀子の選任		
注) : いこと		関債を発行又は購入する	ら医療法人が記載し、(7)	以下については、病院、介護老人保健	施設又は介護医療院を	開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えな
2-(5						
	,	申込期間(開始日)	利率	I	償還方法	
_ <b>⊢</b>	申込単位	申込期間(終了日)	払込期日	<b>一資金使途</b>	償還期限	──医療機関債を引き受けた医療法人名 
				7		
-						
-						
-						
-						
- - - - -						
- - - - -						

1	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		- 113 40 - 37 6 6	+>A M45m - L>L = - 244nnn / - 2 +1> 1						
	汪)医療機関債の発行総額、  医療機関債を医療法人が引き			吏途、償還の方法及び期限を記載すること。 ろこと	なお、発行要埧の与しの添	で付に代え(も差し文えない。				
		又仍心物口心战、当政区源。	<b>公八石で主て明記す</b>	<b>6</b> CC.						
2-(6	- 5) 当該会計年度内に購入した図	医療機関債								
	医療機関債の発行により資産の	取得が行われる医療機関と	上同一の二次医療圏	内に自らの医療機関を有しており、						
	これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、									
	かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由									
		発行元医療法人名	購入総額	償還期間(開始日~終了日)						
						1				
	注)	病汁 1.1+ 医病機関焦の2	《仁に FN次帝の知復	が行われて医療機関と同一の一次医療圏	カに白らの医療機関を有し	ており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っ				
				が1371では原機関で同一の二人医療圏I 上するために必要である理由を記載すること。		てのり、これのの医療機関が地域にありる医療機能の力化・建病に負する医療建病を行う				
				記載すること。なお、契約書又は債権証書の		支えない。				
2 (										
2-(	7) 当該会計年度内に開設(許「ロ44	・可を含む)した主要な施設 開設(許可を含む)した								
	日付	開設(計りを含む)し	に土安仏心政							
		+								
		+								

2-(	8) 当該会計年度内に他の法律、i	通知等において指定された内容
	日付	他の法律、通知等において指定された内容
		糖尿病連携医がいる医療機関
	注)全ての指定内容について記載	<b>載しても差し支えない。</b>
2-(	9) その他	
	日付	記載事項
	注)当該会計年度内に行われた	工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

建

法人名	, 1	医療	<b>ミ法</b> 人	、社団	1 壮志会	슾							※医療	法人	整理番	号	一般0109
所在地	β	長崎	5県杉	公浦市	7御厨町1	里免37	番地の	) 1									
						財 (	令和	産 5年	3月	目 3 1 目	3 現在	録					
					1. 資 2. 負 3. 純		産 債 産	額額額					82	24, 17	50 千円 78 千円 8 千円		
(内	訴	(5														( <u>)</u>	単位:千円)
					区				分						刍	Ž	額
A	流	動	資	産													195, 487
В	固	定	資	産													558, 643
С	資	産	合	計					(	(A+1	в)						754, 130
D	負	債	合	計													824, 178
Е	純	Y J	資	産					(	(C – I	D)						△ 70,048
(注)財	産目	録の	価額	iは、	貸借対照	景表の価	額と一	·致する	うこと。	)				•			
土均	<u></u> 也及で	ブ建物 土	<u></u> 勿に~		て、該当 也 (口 )							、所有	(部分的に	二賃借	昔))		

物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

### 貸借対照表 令和5年3月31日 現在

(単位:千円)

 資産の部	Т	(単位:千円) 負債の部					
<u>具</u> 座の部     科目	金額		金額				
	195,487		181,582				
現金及び預金	85,879	支払手形	101,302				
事業未収金	107,349	買掛金	6,593				
有価証券	107,549	短期借入金					
	2 204		165,000				
たな卸資産	2,384	未払金	2,945				
前渡金		未払費用					
前払費用	144	未払法人税等	203				
その他の流動資産	-644	未払消費税等	585				
その他の流動資産	375	前受金					
		預り金	6,256				
		前受収益					
		その他引当金					
		その他の流動負債					
Ⅱ 固定資産	558,643	I 固定負債	642,596				
1 有形固定資産	555,418	医療機関債					
建物	449,570	長期借入金	642,596				
構築物	9,870	繰延税金負債					
医療用器械備品	4,350	その他引当金					
その他の器械備品	6,574	その他の固定負債					
   車両及び船舶	641						
土地	82,840						
建設仮勘定							
その他の有形固定資産	1,573						
COIGO FIVELERIE		負債合計	824,178				
			021,170				
		科目					
	<del> </del> -						
2. 無形用令次产			54,000				
2 無形固定資産	1,768		-124,048				
借地権	422	代替基金	124.040				
ソフトウェア	433	繰越利益積立金	-124,048				
その他の無形固定資産	1,335	その他積立金					
3 その他の資産	1,457 I		0				
有価証券		その他有価証券評価差額金					
保有医療機関債		繰延ヘッジ損益					
その他長期貸付金							
役職員等長期貸付金							
長期前払費用	789						
繰延税金資産							
その他の固定資産	668						
		<i>い</i> センタ セァ ヘ = 1	70.010				
次☆△₹↓	754 120	純資産合計 	-70,048				
資産合計	754,130	負債·純資産合計	754,130				

<sup>(</sup>注) 1. 表中の固定された勘定科目については、変更しないこと。

法人名 医療法人社団 壮志会

医療法人番号 一般0109

所在地 長崎県松浦市御厨町里免37番地の1

#### 損 益 計 算 書

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

(単位:千円)

									(単位:千円)
		科目						金	額
I	事業損益								
Α	本来業務事業損益								
	1 事業収益								646,327
	2 事業費用								
	(1) 事	<b>事業費</b>						569,021	
	(2) 本	<b>大部費</b>						100,416	669,437
		<b>卜</b> 来業務事業損失						,	-23,110
В	· 附帯業務事業損益								
	1 事業収益								122,310
	2 事業費用								126,137
		付带業務事業損失							-3,827
С	収益業務事業損益								·
	1 事業収益								
	2 事業費用								
		<del>╻</del> <del>╵</del> ╇╩┲╪╇┰╻ <del>Ѵ</del>							
	47	又益業務事業利益	_	<b>311</b> 6		ı	ட		0
	<del>= **</del> 1		事	業	損	Į	失		-26,937
I	事業外収益							_	
		受取利息						5	20.666
ш		その他の事業外収益						20,661	20,666
Ш	事業外費用	5払利息						10.005	
								10,005	11 102
	₹	その他の事業外費用	/ <del>/</del>	314		ı	ட	1,188	11,193
T) /	4+ D11 71 <del>1 / </del>		経	常	損	Į	失		-17,464
IV	特別利益	日中次文本和光						264	
		国定資産売却益						264	964
		の他の特別利益							264
V	特別損失								
		国定資産売却損							
	t	その他の特別損失	<b>T1</b>	71 <del>24</del> V	/ <del>+-</del> /	,+ 10	<b>4</b> L		0
				引前当				202	-17,200
				人税・住民				203	
				人 税			額		203
			当	期	純	損	失		-17,403

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること(自動表示)。
  - 2. 表中の勘定科目については、変更しないこと。
  - 3. 表中の選択可能な勘定科目については、プルダウンにより適切な勘定科目を選択すること。 リストにない勘定科目がある場合は、リスト中の「その他〇〇」を選択すること。

法人名 医療法人社団 壮志会

所在地 長崎県松浦市御厨町里免37番地の1

※医療法人整理番号 一般0109		※医療法人整理番号	一般0109
------------------	--	-----------	--------

# 関係事業者との取引の状況に関する報告書

#### (1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

### (2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

#### 様式6

#### 監事監査報告書

医療法人社団壮志会

理事長 押渕 素子 殿

私 関本紀子は、医療法人社団壮志会の令和4会計年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

#### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書(注2)の監査を実施しました。

記

#### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和5年5月27日 医療法人社団壮志会 監事 関本 紀子